# RKIPT通信

#### 残暑お見舞い申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。 まだまだ暑さは続きそうです。

いま国会では集団的自衛権の是非について、憲法解釈をめぐる論議が与野党間で激しく論じられていますが、『解釈』で憲法の適用が変わるということには抵抗があります。たしかに現在の憲法は制定から70年という永い年月が経過し、その間、時代も変わり幾度かの改憲論議がなされてきましたが、その姿は変わることなく現在に至っています。今回の安全保障法案が可決されれば、法律が憲法を律するということにもなりかねません。

選挙権が18歳に引き下げられ政治に多くの若者が登場してきます。全国民に対して解りやすく、納得できる説明を切に望みます。 税理士法人アークネット 代表社員 野呂伸一郎 2015.8.10-夏号 (第 14 号) 税 理 士 法 人 ア ー ク ネ ッ ト 静岡市葵区紺屋町 1 1 - 1 3



東京駅、山手線ホームからみた東海道本 線のスタート地点を示すモニュメント。 線路の間に立っていました。

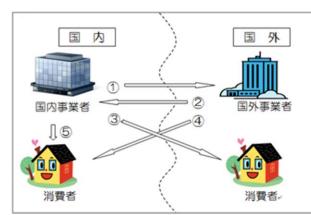
### What's New

- 1 平成27年10月「マイナンバー制度導入」国民一人一人にマイナンバーが通知されます。
  - マイナンバー制度とは、10 月から何がはじまり、どんな準備が必要なのか『特集 マイナンバー』で概要を解説します。
- 2 平成27年10月の取引より「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」が行われます。

インターネット等を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍の配信等の役務の提供については、現在、国内の事務所等から行われるもののみ消費税が課税されていますが、平成27年10月1日 以後、国外から行われるものも、国内取引として消費税が課税されることとされました。

対象取引は、インターネット上で行われる①電子書籍・音楽・映像・ソフトウェア・広告の配信、②クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス、③ショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービスなどです。

消費税の計算方法を含め非常に複雑な仕組みとなっていますので、先ずはインターネットを介した取引があった場合は、請求書・契約書等の保存をお願いします。(図:国税庁パンフレットより)



取引	改正前	改正後
1	国内取引:課 税	国外取引: 不課税
2	国外取引: 不課税	国内取引:課 税
3	国内取引:課 税	国外取引: 不課税
4	国外取引: 不課税	国内取引:課 税
(5)	国内取引:課 税	国内取引:課 税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件 を満たすことで輸出免税の対象となります。

## 特集 マイナンバー

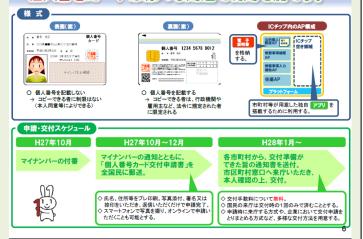
### 【マイナンバー(個人番号)】

### Q1 マイナンバー (個人番号) はいつどのように通知 されるのですか?

A1 H27.10.5 時点で住民票に記載されている住民に 指定され、それ以降、市区町村から住民票の住所に 簡易書留で郵送されます。簡易書留は世帯毎に送付 されます。

簡易書留の中には「通知カード」(紙製)と「個人番号カード(ICカード)申請書」が封入され、申請書を提出することにより、H28.1以降「個人番号カード」の交付を受けることができます。

#### 個人番号カードは様々な用途で利用可能です。



### Q2 マイナンバー(個人番号)は、いつから誰がどの ような場面で使うのですか?

**A2** H28.1 以降、国の行政機関や地方公共団体などに おいて、社会保障、税、災害対策の分野のみで利用 されることとなります。

このため、各個人は、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告など税の手続などで、申告書・申請書・届出書・調書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主 や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続き を行うこととされている場合もあります。このため、 勤務先や証券会社などの金融機関にもマイナンバー の提出を求められる場合があります。



### Q3 民間事業者もマイナンバー(個人番号)を取り扱うのですか?

A3 民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関などに提出する必要があります。

また、証券会社や保険会社が作成する支払調書、原 稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必 要があります。

## Q4 民間事業者は、従業員などのマイナンバー(個人番号)は、いつまでに、どのような手続きで取得する必要がありますか?

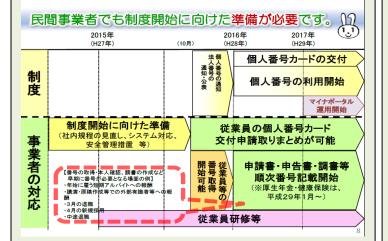
A4 従業員にマイナンバーが通知されて以降マイナン バーの取得は可能です。マイナンバーを取得する際 は、本人に利用目的を通知又は公表しなければなり ません。 なお、複数の利用目的をまとめて明示する ことは可能です。また、他人へのなりすましを防止 するために厳格な本人確認を行ってください。

### Q5 民間事業者がマイナンバー(個人番号)を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか?

A5 原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、特定個人情報をむやみに提供することもできません。(収集・保管・利用・提供・削除と廃棄の制限)また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。(組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置)

### Q6 民間事業者は当面どのような準備をすればよいの でしょうか?

- A6①マイナンバーを適切に扱うための社内規程の検討
  - ②マイナンバーに対応したシステム改修の検討
  - ③特定個人情報の安全管理措置
  - ④社内研修・教育の実施
  - ⑤マイナンバー取得に係る従業員への利用目的の通 知又は公表方法の検討
  - ⑥マイナンバー取得の方法の検討 が主な項目です。



### Q7 一番最初にマイナンバーを利用(記載)する手続きは何ですか?

A7 一般的にはH28年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を従業員が勤務先に提出する H28.1 (H27.12) が想定されます。また、H28.1以降提出する税務・社会保障関係の届出書については、マイナンバーの記載が必要になります。

例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、H28.1 の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、H29.1 月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

		記載対象	番号の記載及び提出時期(一般的な場合)	
所得税	(国税)		The 00 to United	
個人住民税	(地方税)	平成28年1月1日の属する年分 以降の申告書から	平成 20 年分の場合 ⇒平成 20 年分の確定申告期(平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで) (個人住民税及び個人事業税は平成 29 年 3 月 15 日まで)	
個人事業税	(地方税)			
法人税	(国税)			
法人住民税	(地方税)	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する 事業年度に係る申告書から	平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒ <u>平成 29 年 2 月 28 日まで</u> (延長法人は平成 29 年 3 月 31 日まで)	
法人事業税	(地方税)			
法定調書	(国税)	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の 支払等に係る法定調書から (注)	(例) 平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ⇒ <u>平成 29 年 1 月 31 日まで</u>	
支払報告書	(地方税)	平成 28 年分の支払報告書から	(例) 平成 28 年分給与支払報告書 ⇒ <u>平成 29 年 1 月 31 日まで</u>	
申請書・届出書		平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき 申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	

### 社会保障関係書類(事業主提出)への

マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。

M

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分~
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分~
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※)	平成28年1月1日提出分~

### 【法人番号】

#### Q1 法人番号はいつどのように通知されるのですか?

A1 法人番号はH27.10以降、マイナンバー(個人番号)で用いられる通知カードではなく、別途書面により国税庁長官から登記されている所在地へ通知されます。法人番号自体には、マイナンバー(個人番号)とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

したがって、法人番号の収集・管理等についてマイナンバー(個人番号)のような法的制約はありません。

- ① 制度の概要・法的制約の理解
- ② 給与関係のソフトウェアがどのように対応するか ベンダーに確認
- ③ 社内での対応を検討(法的に求められている部分の優先順位)
- ④ 10月までに従業員への周知 が主なところです。

「内閣官房」「国税庁」のホームページに研修資料等が 掲載されていて、読み物・動画として参考となるほか、 給与ソフトについては各ベンダーそれぞれの対応でマイ ナンバーの取得・管理方法が検討されていますので、ベ ンダーからの情報に注視して下さい。

かなり性急な感じで導入されるマイナンバー制度。いろいるなところで波紋を呼んでいます。我々国民にとっての利益或いは弊害は次号で紹介したいと思います。

#### 実録:税務調査の実態(3)

税務署の調査でよく話題に上るのが、昼食。税務調査官の皆さんはお昼時になると全ての資料を鞄に詰めて外出されます。昼食の心配をする必要はありません。お茶やコーヒーは適時に出していただければ結構です。それによって調査が厳しくなるとか甘くなることはありません。

調査の初日、午前中は代表者か又は責任者へのヒアリングが行われ、その際に通常取引の形態を聞かれます。調査の焦点は『**異常点調査**』であり、イレギュラーな処理が行われたところを追及する形で調査は行われます。

たとえば、給料は毎月25日に銀行振り込みによって支払いますという会社で、アルバイトの一人だけは現金支給といったケースでは、そのアルバイトの勤務実態、出勤状況、親族関係などを調べた上で、『特別扱い』となった理由を聞かれます。幽霊社員の確認です。また、取引先との取引では、発注書がFAXで届き、請書を発行し、出荷から納品、検収を経て請求書発行と言う手続きが常態である会社で、発注書がなく、請書は翌期の発行、出荷伝票も納品伝票も翌期の処理となっていますが、検収書が見当たらない…そんな取引は『期ズレ』がバレバレです。

如何にうまく隠すか、というより、イレギュラーの 処理となるにはそれ相当の理由があり、それが先方 の都合だったり、天候や事故が原因だったりするわ けですが、その理由が脱税であることも容易に想像 がつきます。架空人件費や経費の水増し、売上除外 等、使い古された脱税手法はいまや全く通用しませ ん。逆に、そのような目をもって管理することによ り、不正や間違いを早く発見することができ、会社 の損失を未然に防ぐ、或いは被害を最小にすること の方が重要なのではないでしょうか。

#### ~~ぼやき~~

そういえば憲法って全部読んだことなかったなぁということで、ネットで調べてみたら、103条もある。有名な第1条や第9条、そして我々の仕事に関係のある30条…。判りづらい表現もあってなかなか読みこなすのは大変そうである。

ちょっとまてよ。

そう。気づいたのは前文。

『政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意しここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。』 これが平和憲法と言われる所以。

『日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する』という前文を受けて、『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。』とは渦中の9条であるが、同盟国が攻撃されたら、場合によっては自衛隊を派遣することもありうる、それは時の内閣が決める、というのは、いかがなものか。

強行採決するほど緊急な危機が迫っているのか、 米国に対する気遣いか。いずれにしても決めてしま えば世論は騒がなくなるという考えはやめてほし いですね。

(野呂伸一郎)

### 役員変更・重任登記にご注意を

平成 18年の会社法改正から今年で丸 10年が経過しました。定款変更を行い役員の任期を 10年とした会社でも、今年は役員変更・重任の登記が必要になる場合があります。謄本等、ご確認ください。

### RRKNPT

税理士法人アークネット

http://www.arknet.info

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

(西村会計事務所)